

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) 一

○地方公営企業法第三十九条第二項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則 (人事課) 一

正する規則 (同) 一

○職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則 (職員厚生課) 二

○県職員宿舎規則の一部を改正する規則 (県立大学室) 七

○公立大学法人宮城大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則 (同) 九

○宮城大学の授業料等の減免等に関する規則を廃止する規則 (同) 九

○宮城大学学則を廃止する規則 (同) 九

○宮城大学大学院学則を廃止する規則 (管財課) 一〇

○庁舎管理規則の一部を改正する規則 (管財課) 一〇

訓 令

○附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規則の一部を改正する訓令 (人事課) 一〇

○特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規則の一部を改正する訓令 (同) 一〇

○勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する訓令 (同) 一〇

○職員服務規程の一部を改正する訓令 (行政管理室) 一一

○職員分限懲戒審査会規程の一部を改正する訓令 (同) 一三

○職員と事業者等との間における行為に関する規程の一部を改正する訓令 (同) 一三

○公印規程の一部を改正する訓令 (私学文書課) 一三

ページ

## 規 則

○文書規程の一部を改正する訓令 ( ) 一八  
○条例及び規則等取扱規程の一部を改正する訓令 (同) 一九

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十四号

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則(昭和五十一年宮城県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条の表教育委員会の項第一号中、「(」大学に係るものを除く。以下この号において同じ。」を削り、「並びに」の下に「県立学校条例」を加える。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第三十五号

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する職を定める規則(平成十二年宮城県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の表本局の項中「課長 副参事」を「課長 室長 副参事」に改め、「課長補佐(総括担当)」の下に「室長補佐(総括担当)」を加える。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

附 則

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十六号

職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員等の旅費支給規則(昭和三十五年宮城県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。  
 第二条中「第二条第一項第三号」を「第二条第一項第二号」に改める。  
 別表第一(その一)中

職表	育料(一)	職表	育料(二)	職表	育料(三)
	4級の5号 3級の37号 俸以上	4級			
	4級の4号 3級の9号 俸以上	3級			4級の21号 3級の俸以上
	3級の5号 俸以上	2級の49号 俸以上			3級の5号 俸以上 2級の61号 俸以上
	3級の4号 俸以上	2級の37号 俸以上			3級の4号 俸以上 2級の45号 俸以上
	2級の4号 俸以上	2級の25号 俸以上			2級の33号 俸以上 1級の89号 俸以上
	1級の5号 俸以上	2級の5号 俸以上			2級の17号 俸以上 1級の37号 俸以上
	1級の4号 俸以下	2級の4号 俸以下			2級の16号 俸以下 1級の36号 俸以下

を  
 に改め、同表(その二)中

職表	育料(一)	職表	育料(二)	職表	育料(三)
	4級				
	3級				4級の21号 3級の俸以上
	特2級の21号 俸以上				3級の5号 俸以上 2級の21号 俸以上
	特2級の20号 俸以下				3級の4号 俸以下 2級の45号 俸以上
	2級の25号 俸以上				2級の33号 俸以上 1級の89号 俸以上
	2級の5号 俸以上				2級の17号 俸以上 1級の37号 俸以上
	2級の4号 俸以下				2級の16号 俸以下 1級の36号 俸以下

を

職表	育料(一)	職表	育料(二)	職表	育料(三)
	4級				
	3級				
	2級				
	1級				

に改め

職表	育料(一)	職表	育料(二)	職表	育料(三)
	4級				
	3級				
	特2級				
	2級				
	1級				

別表第三第二号中、「条例第三十二号第四号」を「又は条例第三十二号第四号」に改め、「又は条例第三十四号第一項第四号に規定する運賃」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員等の旅費支給規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分については、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

県職員宿舍規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十七号

県職員宿舍規則の一部を改正する規則

県職員宿舍規則(昭和四十九年宮城県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「署長」の下に、「(県警機動警ら隊にあつては、隊長)」を加える。

第十条の見出しを、「(入居及び入庫)」に改め、同条第一項中「入居し」を「入居又は入庫し」に

「入居の」を「入居又は入庫の」に改め、「(様式第三号)」の下に、「既に宿舍に入居している者が新たに入庫した場合にあつては、入庫届(様式第三号の二)」を、「(様式第四号)」の下に、「又は入庫期限延長承認申請書(様式第四号の二)」を、「て入居期限」の下に、「又は入庫期限」を加え、同条第二項中、「の延長」の下に、「又は入庫期限の延長」を加え、「(様式第五号)」の下に、「又は入庫期限延長承認書(様式第五号の二)」を加える。

第十一条中、「入居期限」の下に、「又は入庫期限」を、「入居しないとき」の下に、「又は入庫しないとき」を加える。

第十三条第二項中、「又は退居」を「若しくは退居又は入庫若しくは退庫」に改める。

第二十三条中、「(様式第十二号)」の下に、「(自動車保管場所のみを退庫する場合にあつては、退庫届(様式第十二号の二))」を加える。

附則中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十九条第二項の規定により移行型一般独立行政法人の職員となる者が、当該職員となる日の前日に現に宿舍に入居している場合における県職員宿舍規則の適用については、その者が同一の宿舍に引き続き入居している間に限り、その者を同規則第二条第一号に規定する職員とみなす。

様式第一号中 「所属機関 職・氏名」 を 「所属機関 及び 職・氏名」 に

自動車登録番号	車	号	車	号
自動車の長さ	車	号	自動車の幅	号

を

1	自動車登録番号	車	号	車	号
	自動車の長さ	車	号	自動車の幅	号
2	自動車登録番号	車	号	車	号
	自動車の長さ	車	号	自動車の幅	号

に改め

様式第三号中

車	登録場所の番号	自動車登録番号	メーカー名及び車名
---	---------	---------	-----------

を

車	登録場所の番号	自動車登録番号	メーカー名及び車名
	車	号	自動車の幅

に改め、

同様式の次に次の様式を加える。

様式第3号の2(第10条関係)

入庫届  
(自動車保管場所)

年 月 日

宿舍管理者

殿

所属機関  
職・氏名

印

下記の自動車保管場所に平成 年 月 日に入庫したので、県職員宿舍規則第10条第1項の規定により届け出ます。

記

1 宿舍の名称及び部屋番号

2 届出する自動車保管場所及び番号

保管場所の番号	自動車登録番号	メーカー名及び車名

3 使用継続する自動車保管場所及び番号

(自動車保管場所が1箇所の場合には、記入不要です。)

保管場所の番号	自動車登録番号	メーカー名及び車名

様式第四号の次に次の様式を加える。

様式第4号の2（第10条関係）

入庫期限延長承認申請書  
（自動車保管場所）

年 月 日

宿舍管理者 殿

所属機関  
職・氏名

④

年 月 日付けで承認のあった宿舍の貸与について、下記の理由により入居期限まで入庫することが困難なので、県職員宿舍規則第10条第1項ただし書の規定により入居期限の延長を申請します。

記

1 宿舍の名称及び部屋番号

2 貸与承認の入庫期限 年 月 日まで

3 延長を希望する期間 年 月 日まで

4 延長の理由

様式第五号の次に次の様式を加える。

様式第5号の2(第10条関係)

入庫期限延長承認書  
(自動車保管場所)

年 月 日  
殿

宿舎管理者 印

県職員宿舎規則第10条第1項ただし書の規定により、下記のとおり宿舎の入庫期限の延長を承認する。

記

- 1 宿舎の所在地
- 2 宿舎の名称及び部屋番号
- 3 承認する期間 年 月 日まで

様式第十二号の次に次の様式を加える。

様式第12号の2 (第23条関係)

退 庫 届  
(自動車保管場所)

年 月 日

宿舍管理者 殿

所属機関  
職・氏名  
印

下記の自動車保管場所を 年 月 日に退庫しますので、県職員宿舍規則第23条第1項の規定により届け出ます。

1 宿舍の名称及び部屋番号

記

2 届出する自動車保管場所及び番号

保管場所の番号	自動車登録番号	メーカー名及び車名

3 使用継続する自動車保管場所及び番号

(自動車保管場所が1箇所の場合には、記入不要です。)

保管場所の番号	自動車登録番号	メーカー名及び車名

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、附則中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に一項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

公立大学法人宮城大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十八号

公立大学法人宮城大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。)の規定に基づき、公立大学法人宮城大学(以下「法人」という。)の業務運営並びに財務及び会計について必要な事項を定めるものとする。

(業務方法書の記載事項)

第二条 法第二十二條第二項の業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 業務運営に関する基本方針
- 二 業務委託の基準
- 三 競争入札その他契約に関する基本的な事項
- 四 その他法人の業務の執行に関し必要な事項

(料金の上限の認可等の申請)

第三条 法人は、法第二十三條第一項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 料金の種類及び上限
  - 二 料金の上限の額の設定の根拠
  - 三 料金の上限の範囲内において現実に徴収しようとする料金の額
  - 四 料金の上限を変更しようとする場合にあつては、その理由
- (中期計画の認可等の申請)

第四条 法人は、法第二十六條第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、同項の中期計画(以下単に「中期計画」という。)の期間の最初の事業年度の開始の日(三十日前までに、申請書に当該中期計画を添えて知事に提出しなければならない。)

2 法人は、法第二十六條第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、当該変更の内容及

びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

( 中期計画に定める事項 )

第五条 法第二十六条第二項第七号の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第四十条第四項の承認を受けた金額の用途
  - 二 人事計画に関する事項
  - 三 施設整備計画に関する事項
  - 四 その他法人の業務運営に関し必要な事項
- ( 年度計画 )

第六条 法第二十七条第一項の年度計画においては、中期計画において定められた事項のうち当該事業年度において実施すべき事項を定めなければならない。

2 法人は、前項の年度計画を変更したときは、当該変更の内容及びその理由を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

( 各事業年度に係る業務の実績の報告 )

第七条 法人は、法第二十八条第一項の規定による評価を受けようとするときは、事業年度の終了後三月以内に、当該事業年度の年度計画において定められた事項ごとにその実績を記載した報告書を公立大学法人宮城大学評価委員会(以下「評価委員会」という。)に提出しなければならない。

( 中期目標に係る事業報告書の記載事項 )

第八条 法第二十九条第一項の事業報告書には、中期目標において定められた事項ごとに、当該中期目標の期間における業務の実績を記載しなければならない。

( 中期目標に係る業務の実績の報告 )

第九条 法人は、法第三十条第一項の規定による評価を受けようとするときは、中期目標の期間の終了後三月以内に、当該中期目標において定められた事項ごとに当該中期目標の期間における業務の実績を記載した報告書を評価委員会に提出しなければならない。

( 財務諸表 )

第十条 法第三十四条第一項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(平成十六年総務省告示第二百二十一号。以下「会計基準」という。)に定めるキャッシュ・フロー計算書並びに行政サービス実施コスト計算書とする。

( 財務諸表等の閲覧の期間 )

第十一条 法第三十四条第四項の規則で定める期間は、六年とする。  
( 剰余金のうち中期計画に定める用途に充てられる金額の承認の申請 )

第十二条 法人は、法第四十条第三項の規定による承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を

記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 承認を受けようとする金額

二 前号の金額を充てようとする剰余金の用途

2 前項の申請書には、法第四十条第一項に規定する残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める書類を添えなければならない。

( 積立金の処分に係る承認の申請 )

第十三条 法人は、法第四十条第四項の規定による承認を受けようとするときは、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該中期目標の期間の最後の事業年度(以下「当該期間最後の事業年度」という。)の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める書類を添えなければならない。

( 納付金の納付の手続 )

第十四条 法人は、法第四十条第六項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金の計算書に、当該期間最後の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添えて、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを知事に提出しなければならない。ただし、前条第一項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

( 短期借入金等の申請 )

第十五条 法人は、法第四十一条第一項ただし書又は同条第二項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 借入れ又は借換えを必要とする理由

二 短期借入金の額

三 借入先

四 短期借入金の利率

五 短期借入金の償還の方法及び期限

六 利息の支払の方法及び期限

七 その他知事が必要と認める事項

( 重要な財産の処分等の認可の申請 )



第十六条 法人は、法第四十四条第一項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 譲渡し、又は担保に供しようとする財産の内容
- 二 譲渡し、又は担保に供しようとする財産の予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあっては、その適正な見積価額）
- 三 譲渡の対価、担保の提供に係る債権の価額その他の取引条件
- 四 譲渡又は担保の提供の方法
- 五 譲渡又は担保の提供をしても法人の業務の運営に支障がないと認める理由

（県の出資に係る土地及び建物の譲渡等に関する協議）  
第十七条 法人は、県の出資に係る土地及び建物の全部又は一部を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

- 2 前項の協議は、次に掲げる事項を記載した文書でしなければならない。
  - 一 譲渡し、又は担保に供しようとする土地の所在、地番、地目及び地積又は建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
  - 二 譲渡し、又は担保に供しようとする土地又は建物の適正な見積価額

（特定償却資産の指定）  
第十八条 知事は、法人が業務のために取得しようとしている償却資産についてその減価に対応する収益を得ることが見込まれないと認められる場合には、当該償却資産を特定償却資産（会計基準第二章第十一節第八十四の規定により、減価償却相当額を損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額する償却資産をいう。）として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、法人が償却資産を取得するまでの間に限り行うことができるものとする。

（奨学を目的とする寄附金の受納）  
第十九条 法人は、奨学を目的とする寄附金（以下「奨学寄附金」という。）を蔵入として受け入れるものとする。ただし、次に掲げる条件以外の条件が付されているものは、知事の承認を受けたものを除き、受け入れることはできない。

- 一 学術研究を指定すること。
- 二 貸与し、又は給与する学生の範囲を定めること。
- 三 奨学寄附金によって研究した結果の簡単な報告を行うこと。
- 四 奨学寄附金に係る収支決算の概要を提出すること。
- 五 奨学寄附金の寄附の目的が完了したときは、その残額は返還すること。

2 法人は、前項の寄附金を受納したときは、各事業年度における当該寄附金の目的、使途状況等を明らかにした書類を、当該事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、知事に提出しなければならない。

附 則  
（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 法人の成立後最初の中期計画に係る第四条第一項の規定の適用については、同項中、「同項の中期計画（以下「中期計画」という。）の期間の最初の事業年度の開始の日の三十日前までに」とあるのは、「法人の成立後遅滞なく」とする。

- 3 法第六十六条第一項の規定により法人が承継した権利に係る財産のうち償却資産については、この規則の施行の日に、第十八条第一項の規定による指定があつたものとみなす。

宮城大学の授業料等の減免等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十九号

宮城大学の授業料等の減免等に関する規則を廃止する規則

宮城大学の授業料等の減免等に関する規則（平成八年宮城県規則第八十一号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

宮城大学学則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十号

宮城大学学則を廃止する規則

宮城大学学則（平成八年宮城県規則第八十二号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

宮城大学大学院学則を廃止する規則をここに公布する。  
平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十一号

宮城大学大学院学則を廃止する規則

宮城大学大学院学則(平成十二年宮城県規則第二百三十一号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十二号

庁舎管理規則の一部を改正する規則

庁舎管理規則(昭和四十年宮城県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表中、「警察本部総務室会計課長」を

警察本部総務部装備施設課長

に改め

る。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

### 訓 令 甲

○宮城県訓令甲第七号

附属機関の役職に充てる職員に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

附属機関の役職に充てる職員に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職に充てる職員に関する規程(昭和五十九年宮城県訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

別表宮城県交通安全対策会議の項中「環境生活部青少年課長」を「環境生活部共同参画社会推進課

長」に改め、同表宮城県保健環境センター評価委員会の項を削り、同表宮城県青少年問題協議会の項中「環境生活部青少年課長」を「環境生活部共同参画社会推進課長」に、

「経済商工観光部産業人材・雇用対策課長」を

「経済商工観光部産業人材対策課長  
経済商工観光部雇用対策課長」

に改め、同表宮城県歯科技工士試験

委員の項及び准看護師試験委員の項中「保健福祉部医療健康局長」を「保健福祉部次長(技術担当)」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第八号

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程(昭和六十年宮城県訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十七条」を「第二十八条」に改め、同条第二号中「又は獣医師」を「獣医師又は臨床検査技師」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第九号

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程(昭和五十三年宮城県訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年宮城県条例第八号。以下「学校職員勤務時間条例」といふ。)並びに」を削り、「職員勤務時間条例第八条」を「及び職員勤務時間条

例第八条」に改め、「及び学校職員勤務時間条例第二条に規定する県立学校職員（以下「県立学校職員」という。）を削る。  
 第四条中「及び県立学校職員」を削り、「第二条及び前条」を「前一条」に改める。  
 別表第一第三号を削る。  
 別表第二第四号中「消費生活センター」を「消費生活・文化課」に改め、同号の表を次のように改める。

適用職員	勤務時間数	勤務時間の割振り		週休日
		区分	勤務時間	
課長が命ずる職員	四週間を平均し、一週間当たり四時間	日勤	午前八時三十分から午後五時十五分まで	四週間を通じ八日
			午後零時から午後一時三十分までの間に四十分	

別表第三第二号を削り、同表中第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、同表第八号中「産業人材・雇用対策課」を「雇用対策課」に改め、同号を同表第六号とし、同表中第九号を第七号とし、第十号を第八号とし、同表第十一号中「農業実践大学校畜産学部岩出山教場」を「農業実践大学校畜産学部岩出山教場」に改め、同号を同表第九号とし、同表中第十二号を第十号とし、第十三号を第十一号とする。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十号

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第八号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第四条第一項」を削る。

第五条の三第一項中「及び学校職員勤務時間条例第八条の二第一項又は第二項」を削る。

第七条第一項中「及び学校職員勤務時間条例」及び「及び人事委員会規則八・六（学校職員の勤務

時間、休暇等に関する規則」を削る。  
 第七条の四第二号中「大学教員等が営利企業役員等の職を兼ねる場合における営利企業等の従事制限についての許可基準」を「研究職員が営利企業役員等の職を兼ねる場合における営利企業等の従事制限についての許可基準」に、「技術移転兼業等許可申請書」を「研究成果活用兼業等許可申請書」に改める。  
 様式第五号の四の一を次のように改める。

様式第5号の4の2(第7条の4関係)

研究成果活用兼業等許可申請書

研究成果活用兼業
監査役兼業

年 月 日

宮城県知事 殿

下記について、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条の規定による許可を申請します。

1 申請者(兼業予定者)	職 名	氏 名
		①

2 申請前2年間の在職状況	在職期間	職務内容
	自 年 月 日	
	至 年 月 日	
	自 年 月 日	
	至 年 月 日	

3 兼業予定先	兼業先の名称	所在地

事業内容(研究成果活用事業以外の事業を含む。)

兼業先の親会社

親会社の所在地: 有・無  
事業内容: 名称:

兼ねようとする役員等の職務内容(研究成果活用兼業のみ記入)	役員(名称)(代表権:有・無) 顧問(業務担当:有・無)
	職務内容

研究成果活用事業へのかかわりの程度  
在職機関に対する契約の締結の折衝又は検定、検査等の申請に係る折衝の業務(研究成果活用事業に關係する業務を除く。)  
有・無

報酬の予定年額	円
役員等又は監査役の職務への予定従事時間	平均して 1月当たり ..... 日 1日当たり ..... 時間 過延へ.....時間
役員等又は監査役の任期及び兼業予定期間	(任期:有・無 年) 年 月 日 から 年 月 日 まで

研究職員の親族による株式会社等の経営への強い影響力の有無(監査役兼業のみ記入) 有・無

4	研究職員の自らの創出による研究成果であつて、研究成果活用企業が事業において活用することを予定しているもの内容 研究職員の職務に關連して有している株式会社の監査役の職務に従事するために必要な知見の内容
---	--

5 職務の遂行への支障の有無

6 現在の職又は申請前2年以内に占めていた職と兼業先(親会社を含む。)との関係

7 その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無

8 その他参考事項

9 所属長意見

所属長名 ①

(起案)分類記号等) (文書番号) (起案者)	年 月 日 第 号	審査	浄書	校合	公印	発送
部長	次長	課長	補佐			
	班長	班 員				

上記について別紙通知書により許可しない  
ことにしてよろしいか伺います。

決 裁 欄						(決裁) 年 月 日 (発送) 年 月 日
-------	--	--	--	--	--	--------------------------

申請書と許可書の様式を一緒に提出すること。

様式第五号の五中、「~~出納長印~~・~~事務代理者印~~」を「~~出納~~」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十一号

職員分限懲戒審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員分限懲戒審査会規程の一部を改正する訓令

職員分限懲戒審査会規程（昭和四十五年宮城県訓令甲第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第一項に規定する教育公務員を除く。」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十二号

職員と事業者等との間における行為に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員と事業者等との間における行為に関する規程の一部を改正する訓令

職員と事業者等との間における行為に関する規程（平成二十年宮城県訓令甲第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び」を「又は」に改め、「並びに教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）

第二条第一項に規定する教育公務員である職員」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十三号

公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公印規程の一部を改正する訓令

公印規程（昭和三十四年宮城県訓令甲第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第四号中「出納長印」を「会計管理者印」に改め、同条第五号中「出納長職務代理者印」を

「会計管理者事務代理者印」に改める。

別表第一号の表2の項中

文 一 書 用 般	文 一 書 用 般	文 一 書 用 般
方 二 五	方 二 五	方 二 五
宮 城 県 ( 地方機関名 ) ( 之 ) 印	宮 城 県 ( 地方機関名 ) ( 之 ) 印	宮 城 県 ( 地方機関名 ) ( 之 ) 印
宮 城 学 校 大 学 印 之	宮 城 学 校 大 学 印 之	宮 城 学 校 大 学 印 之
宮 城 大 学 大 学 長	宮 城 大 学 大 学 長	宮 城 大 学 大 学 長

文 一 書 用 般
方 二 五
宮 城 県 ( 地方機関名 ) ( 之 ) 印
各 地 方 機 関 の 長

に、

を

の表1の項中

証大農 明業短 用学期	(用印一 横書影般 専刷文書 用)
方二八	方二五
宮 城 県 知 事 印 農業短期大 学用証	宮 城 県 知 事 印
学 宮 長 城 大	課 私 長 学 文書

を

(証卒業・修了 横書書用)	方六〇	宮 城 県 (教習所名) (之) 印	関 各 の 地 長 方 機
------------------	-----	--------------------------	------------------------

に改め、別表第二号

学位記用 卒業証書・	(証卒業・修了 横書書用)	方五〇	方六〇	宮 城 県 (教習所名) (之) 印	大 宮 学 城 長	関 各 の 地 長 方 機
---------------	------------------	-----	-----	--------------------------	-----------------	------------------------

を

次のように改める。

文 一 書 般 用 横 書	方二八	宮 城 県 知 事 職 務 代 理 者 印	課 私 長 学 文書
------------------------	-----	-----------------------------	------------------

に改め、同表4の項及び5の項を

証大農 明業短 用学期	文 一 書 般 用 横 書	方二八	方二八	宮 城 県 知 事 職 務 代 理 者 印	課 私 長 学 文書
-------------------	------------------------	-----	-----	-----------------------------	------------------

を

(用印一 横書影般 専刷文書 用)	方二五	宮 城 県 知 事 印	課 私 長 学 文書
----------------------------	-----	----------------	------------------

に改め、同表2の項中

文 一 書 用 般
方 〇
宮 城 県 ( 地方機関名 ) 長 ( 之 ) 印
関 各 の 地 長 方 機

文 一 書 用 般
方 〇
宮 城 県 ( 地方機関名 ) 長 ( 之 ) 印
関 各 の 地 長 方 機

別表第二号の表7の項を削り、同表8の項を同表7の項とし、同表9の項中

5	4	
印 理 務 者 管 会 者 代 事 理 計	者 管 会 印 理 計	
文 一 書 用 般	知 支 書 払 用 通	文 一 書 用 般
方 二 五	方 一 八	方 二 五
宮 城 県 会 計 管 理 者 事 務 代 理 印	宮 城 県 会 計 管 理 者 印	宮 城 県 会 計 管 理 者 印
会 出 計 納 課 局 長	会 出 計 納 課 局 長	会 出 計 納 課 局 長

に、

を

文 一 書 用 般	文 一 書 用 般
方 〇	方 〇
宮 城 県 農 業 大 学 校 長 印 畜 産 学 部 用	宮 城 県 農 業 大 学 校 長 印 水 田 経 営 学 部 用
部 校 農 畜 業 産 大 長 学	営 校 農 学 水 業 部 田 大 長 経 学

に、

文 一 書 用 般	文 一 書 用 般
方 〇	方 〇
宮 城 県 農 業 実 践 大 学 校 長 印 畜 産 学 部 用	宮 城 県 農 業 実 践 大 学 校 長 印 農 産 学 部 用
産 大 農 学 業 部 校 実 長 畜 践	産 大 農 学 業 部 校 実 長 農 践

を

文 一 書 用 般
方 〇
宮 城 県 ( 県 税 事 務 所 名 ) 長 ( 之 ) 印 ( 地域事務所名 ) 用
事 所 県 務 各 税 所 地 事 長 域 務

文 一 書 用 般	文 一 書 用 般	文 一 書 用 般	文 一 書 用 般	文 一 書 用 般
方 二〇	方 二〇	方 二〇	方 二〇	方 二〇
宮 城 大 学 長 印 食 産 業 学 部 用	食 産 業 学 部 用 長 大 宮 印 学 城	宮 城 大 学 長 印	長 大 宮 印 学 城	宮 城 県 仙 台 塩 釜 港 湾 事 務 所 長 之 印 塩 釜 支 所 用
産 業 学 部 長 宮 城 大 学 食	産 業 学 部 長 宮 城 大 学 食	大 学 長 宮 城	大 学 長 宮 城	塩 釜 支 所 長 港 湾 事 務 所 仙 台 塩 釜

を

10
員 出 納 印
本 庁 用 方 一 八
宮 城 県 出 納 員 之 印
会 計 課 長 出 納 局

同表10の項を次のように改め、同項を同表9の項とする。

証 納 明 用 税
方 二〇
宮 城 県 ( 県 税 長 印 事 務 所 ( 之 ) ) 納 税 証 明 用 ( 地 域 事 務 所 名 ) 用
事 務 所 各 地 域 所 長 事 務

に改め、同項を同表8の項とし、

学 位 記 用 卒 業 証 書 ・
方 三〇
宮 城 大 学 長 印
大 学 長 宮 城

を

文 一 書 用 般
方 二〇
宮 城 県 仙 台 塩 釜 港 湾 事 務 所 長 之 印 塩 釜 支 所 用
塩 釜 支 所 長 港 湾 事 務 所 仙 台 塩 釜

に、



同表12の項中

機 地 関 用 方	機 地 関 用 方
方 一 八	方 一 八
宮 城 県 ( 県 税 事 務 所 地 域 事 務 所 名 ) 還 付 取 扱 員 印	宮 城 県 ( 県 税 事 務 所 名 ) 還 付 取 扱 員 印
員 還 事 所 県 付 務 各 税 取 所 地 事 扱 の 域 務	付 務 各 取 所 県 扱 の 税 員 還 事

別表第一号の表11の項中

機 地 関 用 方
方 一 八
宮 城 県 ( 県 税 事 務 所 名 ) 還 付 取 扱 員 印
付 務 各 取 所 県 扱 の 税 員 還 事

に改め、同項を同表10の項とし、

を

機 地 関 用 方	機 地 関 用 方	機 地 関 用 方
方 一 八	方 一 八	方 一 八
宮 城 大 学 現 金 取 扱 員 之 印 食 産 業 学 部 用	宮 城 大 学 現 金 取 扱 員 之 印	宮 城 県 ( 所 名 ) 現 金 取 扱 員 ( 之 ) 印 水 産 漁 港 部 用
現 金 取 扱 員 産 業 学 部 の 宮 城 大 学 食	現 金 取 扱 員 宮 城 大 学 の	員 の 現 金 取 扱 水 産 漁 港 部 振 興 事 務 所 気 仙 沼 地 方

を

機 地 関 方 用 八	
宮 城 県 ( 所 名 ) 現 金 取 扱 員 ( 之 ) 印	
水 産 漁 港 部 用	
員 の 現 金 取 扱	員 の 現 金 取 扱

に改め、同項を同表

11の項とする。

附 則

( 施行期日 )

1 この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

( 経過措置 )

2 改正前の公印規程第六条第四号及び第五号並びに別表第二号の表4の項、5の項及び7の項の規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）附則第三条第二項の規定により同法による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百六十八条の規定がなおその効力を有する間、なおその効力を有する。

○宮城県訓令第十四号

文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

文書規程の一部を改正する訓令

文書規程（昭和四十三年宮城県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。  
 第四十二条第二項中、「総合文書システムにより決裁された文書及び」を削る。

別表第一第二号②中、「県情公第 号 県立大学室」を  
 「県情公第 号 県政情報公開室」に、「税第 号 税務課」を

「県情公第 号 県政情報公開室」に、「税第 号 税務課」を

「税第 号 地稅徴第 号

「地方稅徴収対策室」に、

「生文第 号 男女共第 号 NPO第 号 青少年第 号

生活・文化課 男女共同参画推進課 NPO活動促進室 青少年課

「消文第 号 共社第 号

消費生活・文化課 共同参画社会推進課

「産雇第 号 産人第 号 雇対第 号

産業人材・雇用対策課 産業人材対策課

「大崎第 号 登税第 号 石税第 号

宮城県大崎県稅事務所 宮城県登米県稅事務所 宮城県石巻県稅事務所

「北税第 号 東税第 号 東税第 号

宮城県北部县稅事務所 宮城県東部县稅事務所 宮城県東部县稅事務所

「動愛第 号 消生第 号

宮城県動物愛護センター 宮城県消費生活センター

「精保七第 号 視障七第 号

宮城県精神保健福祉センター 宮城県視覚障害者情報センター

「農実第 号 農実第 号 農実第 号

宮城県農業実践大学校 宮城県農業実践大学校 宮城県農業実践大学校

「農大第 号 農大第 号 農大第 号

宮城県農業大学校 宮城県農業大学校 宮城県農業大学校

「仙土区第 号 宮城大食第 号 仙土区第 号

宮城県仙土区画整理事務所 宮城大学食産学部 宮城県仙台港背後地土地区画整理事務所

「様式第一号中「任咨函」を「抄写漏補咄」に改める。

附 則

( 施行期日 )

1 この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

( 経過措置 )

2 改正前の様式第一号は、地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）附則第

三條第二項の規定により同法による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第六百六十八條の規定がなおその効力を有する間、なおその効力を有する。

○宮城県訓令第十五号

条例及び規則等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

条例及び規則等取扱規程の一部を改正する訓令

条例及び規則等取扱規程（昭和二十五年宮城県庁訓第十九号）の一部を次のように改正する。

第十一條後段を削る。

第十二條を次のように改める。

第十二條 前條の規定は、受任者が公告を掲示して公示しようとするときについて準用する。この場合において、前條中「知事が」とあるのは「受任者が」と、「主務課長」とあるのは「当該受任者」と、「知事印」とあるのは「その職印」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。